

五戸町交流促進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 町内飲食店等の応援による地域経済活性化と町内外の人の交流による関係人口創出のため、町内で交流会等を実施する団体等に対し、当該年度の予算の範囲内で五戸町交流促進事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することとし、その交付については、五戸町補助金等に関する規則（平成16年五戸町規則第45条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる団体等は、町内に住所を有する事業者及び町長が適当と認める団体又は個人（以下「交付対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は、交付の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体等
- (2) 五戸町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条に該当する団体等
- (3) 公序良俗に反する団体等
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が適当でないと認める団体等

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、町長が適当と認める場合は、この限りではない。

- (1) 交流会等の参加者はおおむね6人以上とし、公募すること。
- (2) 感染症対策等の衛生管理をしていること。
- (3) 交流会等は原則として会費を徴収するものとし、適正な額を設定すること。
- (4) 交流会等の会場は町内とすること。
- (5) 公序良俗に反する、又は社会通念上適当でないと認められる内容は含まないこと。

2 前項に該当する事業であっても次の各号のいずれかに該当する事業は、交付対象事業とならない。

- (1) 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とするもの
- (2) 他の制度から交付金等の交付を受けるもの
- (3) 交付決定時において事業に着手しているもの
- (4) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められるもの

(5) その他町が交付をすることが不相当と認められるもの

(交付金の額等)

第4条 交付金の額は、1回の申請につき5万円とし、交付対象事業を複数の交付対象者が合同で実施する場合は7万円とする。ただし、同一交付対象者への交付は、同一年度において原則3回を限度とする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、五戸町交流促進事業交付金交付申請書（様式第1号）に、町長が必要と認める書類を添付のうえ、町長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、交付の可否を決定したときは、五戸町交流促進事業交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件等)

第7条 次に掲げる事項は、交付金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 交付金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、規則第7条第1項各号のいずれかに該当する事情が生じたことにより、交付金の交付の決定の通知を受けた事業（以下「交付事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は交付事業を中止若しくは廃止しようとするときは、五戸町交流促進事業交付金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(2) 交付事業の状況、交付事業の経費の収支、その他交付事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを交付事業完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておくこと。

2 町長は、前項第1号の規定による申請があったときは、当該交付事業者に対し、五戸町交流促進事業交付金変更（中止、廃止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付事業者は、規則第6条の規定により交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日以内に、五戸町交流促進事業交付金交付申請取下げ書（様式第5号）を町長に提出しなければならない

ない。

(状況調査等)

第9条 町長は、交付事業者に対し、必要に応じ交付金の遂行の状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 町長は、前項の報告又は調査の結果必要と認めるときは、交付事業者に対し、必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第10条 交付事業者は、交付事業が完了したときは、交付事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、五戸町交流促進事業実績報告書兼交付金請求書(様式第6号)に、町長が必要と認める書類を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書等の提出を受けた場合においては、当該実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付事業者に対し、五戸町交流促進事業交付金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付金の交付)

第12条 交付金は、前条により額を確定した後に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、規則第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、交付金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第14条 町長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に交付金が交付されているときは、規則第15条第1項の規定により、交付金の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第15条 交付事業者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、規則第16条の規定により延滞金を町に納付しなければならない。

(立入調査等)

第16条 町長は、交付金に関し必要があると認めるときは、規則第18条の規定により、交付事業者に対して報告を求め、又は町職員にその事務所等に立ち入らせ、関係書類その他物件を調査させ、若しくは交付事業者の関係者に質問させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (令和2年9月11日 五戸町告示第108号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年11月18日 五戸町告示第133号)

この要綱は、告示の日から施行する。